

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」という。）取引については、別に定める自動継続扱い以外の定期預金共通規定によるほか以下により取り扱います。

I. 預入期間3年を除く規定

1.（預金の支払時期）

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。

2.（利 息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後に預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）の利息の支払いは次によります。

① 預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）以後に証書記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当組合所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当組合所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を自動継続扱い以外の定期預金共通規定4. (1)、(4)および(5)の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の③の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 約定利率×50%

③ 1年以上3年未満 約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記1. の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により

記名押印してこの証書とともに提出してください。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

II. 預入期間3年用規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および証書記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を証書式定期預金共通規定（自動継続扱い以外）4. (1)、(4)および(5)の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

| | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2022年1月1日改定)